

千曲市教育委員会告示第4号

千曲市保育園あり方検討委員会要綱を次のとおり定める。

令和7年3月31日

千曲市教育委員会

教育長 小松信美

千曲市保育園あり方検討委員会要綱

(設置)

第1条 千曲市の保育園のあり方について検討するため、千曲市保育園あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 公立、私立保育園それぞれの役割に関する事。
- (2) 公立保育園の民営化に関する事。
- (3) 公立保育園の統廃合に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、今後の保育園に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから千曲市教育委員会（第6号において「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保育園関係者
- (3) 保育園保護者
- (4) 幼稚園関係者
- (5) 民生児童委員又は主任児童委員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、こども・教育部保育課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。